

総務省告示第三百八十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和五年十一月十七日

総務大臣 鈴木 淳司

一 (一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

KDDI株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目三番二号

沖縄セルラー電話株式会社 沖縄県那覇市松山一丁目二番一号

ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸一丁目七番一号

株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町二丁目十一番一号

東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目十九番二号

西日本電信電話株式会社 大阪府大阪市都島区東野田町四丁目十五番八十二号

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町二丁目三番一号

楽天モバイル株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号

NTTリミテッド・ジャパン株式会社 東京都千代田区大手町二丁目三番一号

LINEヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を除く。）

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日

二(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

日本放送協会 東京都渋谷区神南二丁目二番一号

株式会社TBSテレビ 東京都港区赤坂五丁目三番六号

株式会社テレビ朝日 東京都港区六本木六丁目九番一号

株式会社テレビ東京 東京都港区六本木三丁目二番一号

株式会社フジテレビジョン 東京都港区台場二丁目四番八号

日本テレビ放送網株式会社 東京都港区東新橋一丁目六番一号

- (二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類
放送事業のうち、放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第二条第十五号に規定する地上基幹放送
を行うもの

- (三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日

- 三(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町二丁目三番一号

- (二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類
郵便事業

- (三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日